

## 専任社員の職務乗車証の交付を勝ち取る！

### 基本協約の締結を再度要求！

9月18日、本部は協約・協定改訂に対する第6回の団体交渉を開催しました。この間の団交での交渉を受けて会社から10項目の協約の改訂に関する回答がありました。裁判員制度に伴う有給休暇の取扱い、専任社員の職務乗車証の交付などを勝ち取ることができました。組合員みなさんの職場からの闘いの結果です。

また、基本協約の締結について再度要求しましたが、会社はこの間繰返してきた「新人事・賃金制度に反対している。原因は組合側にある」として、基本協約の締結を拒否しました。

#### 《回答に向けての会社見解》

貴組合とは8月22日の第1回団体交渉から約1ヶ月にわたり協約の改訂に係する事柄に関して議論を交わしてきました。当社における労働条件、福利厚生レベルは協約改訂交渉時も申し上げた通り、世間一般と比較し全てに高水準にあると考えています。本日は、これまでの貴組合との議論経過もふまえて会社としての最終的回答を申し上げたいと思います。

以上の見解を述べた後、「制度の改正に関する事項」として10項目の回答がありました。

1. 公民権行使のための休暇の拡充
2. 高専及び短大の「専攻科」卒新入社員の初任等級及び初任給額の新設
3. 出向社員の病気休暇発令及び期間率算定要領の明示
4. 感染症の疑いがある社員の就業制限時における賃金の取り扱いの明示
5. 契約社員を正社員採用する際の年休付与要領の明示
6. 契約社員、臨時社員の契約解除願様式の新設
7. 遺体等処置時の取り扱いに対する報労の一部見直し
8. 専任社員等に対する職務乗車証の交付
9. インフルエンザ予防接種費用の助成
10. 山梨実験線センター単身赴任者の帰省交通費の特例措置

### 「主任レポート提出を明言しろ」は労働組合に対する介入だ！

会社：基本協約について包括的に合意し遵守することを双方で確認し、新人事・賃金制度の助役を補佐する主任レポートに対して、提出拒否や形骸化させる方針、指

示など組織的な動きがおさまったことが確認できないと結ぶとはならない。原因は組合側にある。締結するためには、１．新人事・賃金制度の根幹である主任レポート提出拒否、形骸化させるような運動をしていないことを明言すること。２．主任レポートの提出拒否や主任レポートを形骸化させることを少なくとも協約締結中は行わないことを明言すること。３．議事録として残す。このことが基本協約を締結するための前提である。

組合：基本協約の中に主任層は助役を補佐するものとして「主任レポートを提出する」と書いてあるのか。

会社：書いていない。

組合：協約に書いていないのであるから主任レポートの提出は協約の遵守とは関係ない。

会社：会社としてはそう考えていない。

組合：我々は、協約は遵守すると言っている。

会社：基本協約に新人事・賃金制度が盛り込まれている。それに反対し主任が助役を補佐するための主任レポートは制度の根幹である。

組合：主任レポートの提出は協約に書いていないではないか。主任レポートが根幹というのであれば労働組合とまず協議するのが当然である。

会社：組合と協議する考えはない。主任レポートを拒否することは協約を遵守していないということである。主任レポートは業務命令で書かせる物である。

組合：協約の遵守と主任レポートは関係ない。

会社：協約締結は主任レポートの提出拒否をしないと明言することである。

組合：我々は、基本協約は遵守すると言っている。

会社：会社としては遵守しているとは考えられない。

組合：会社は協約を遵守していないと主張し、「主任レポートを拒否しないとの明言」を求めるのは基本協約を結ばないための理由付けとしか考えられない。

会社：基本協約を結ぶつもりであることには変わりない。しかし、そのためには主任レポートを提出してもらうことである。

組合：助役を補佐する手段として今は主任レポートの提出と会社は言っているが、それは一つの報告の手段と協約は関係ない。協約はその基本的な骨格を確認することである。

会社：明言してもらえばいい。

組合：主任レポートと協約の遵守とは関係ない。

会社：先に示した基本協約締結に向けた条件を検討し明言についてもらえばいい。

組合：会社のいう内容は労働組合活動への介入であり、それを前提として基本協約を結ぶということ事態が不当である。

会社：協約を守れないというのであれば結べない。

組合：再度確認するが協約の中に主任レポートの提出は書いてあるのか。

会社：書いていないが根幹である。

組合：主任レポートの提出を明言しないことを理由に協約の締結を拒否するのは不当労働行為である。

会社：そのようには考えていない。

以 上